

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

共働き夫婦に注目すべき判決

Q：私は離婚に際して、私名義の土地の半分を妻に財産分与したいと考えています。この土地は私の名義になっていますが、実際は私と共働きしていた妻の2人の収入で購入したものです。こういう場合でも、譲渡所得として課税されるのでしょうか。

A：前例を1つ、ご紹介しましょう。

M男は、元の妻K子との離婚に際し、M男名義の土地を財産分与した。税務署の指導のもとにK子に対する土地の譲渡として長期譲渡所得を算定し申告した。しかし、その土地はM男名義となっているが、①取得資産はM男とK子の手持ち資金を充てた。②取得に際しての借入金は、M男とK子の収入から均等に負担していた。③上の建物の改築に際し、建物の名義は半分ずつにしていた。以上の点から土地は、共有財産であり、それを分割したからといっても譲渡所得は発生しないと主張し、M男は減額更正を求めた。

これに対して、このほど東京国税審判所は土地の購入代価を夫婦それぞれの収入から支払っていた場合、登記上は一方の名義になっていたとしても、共有財産に該当するので、これを分割する際に譲渡所得は発生しないという判決を下した。

この判決では、単独所有の財産であっても夫婦が共同で取得資金における借入金の調達返済をした場合には、名義にかかわらず、共有財産として認められたわけである。

ご質問の場合は、前例にあてはまるでしょうか。ご検討下さい。

